

「長期財政推計委員会（仮称）」の早期創設を訴える
－より良い未来を築く財政運営の実現に向けて－

参考資料

令和国民会議（令和臨調）

2025年1月30日

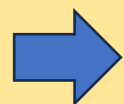
長期的な推計に基づく財政運営が将来世代への責務

<日本の現状>

- ①人口減少・少子高齢化・約30年の低成長という社会・経済の現実
- ②国内外の情勢変化により生じる課題対応としての**財政支出の需要拡大**

<財政運営の前提となる将来推計の現状>

- ①10年を超える**長期かつ経常的な経済財政予測**が存在しない
- ②高い成長率の実現という政府自らの政策目標を反映して、**楽観的な見通し**となる傾向（客観性・信頼性が不足）



- ・将来に関する情報が**短期的な見通し**にとどまり、**国民の将来不安を払拭できない**
- ・**現役世代の利益を過度に重視した政策が選ばれてしまうバイアス**から逃れられない

長期財政推計委員会（仮称）：長期的視点に立った推計のため、国会に設置して独立性・中立性を確保

【基本的な機能】

- ① 財政収支、国の債務残高、国民の税・保険料の負担等について、複数の世代にわたる長期の推計期間（例えば今後30年間程度）で予測
- ② 将来世代の負担率や財政余力などについて、マクロ経済面での妥当性や持続可能性を継続的に評価
- ③ 政府が推計する経済財政などの見通しについて、その妥当性を独立した中立的な観点から評価
- ④ 今後の国民生活や経済・社会に大きな影響を与える政策変更がある場合、その影響を財政面から検証し、国会に提供

【組織】

- ① 委員長・委員は、職務の遂行に関し公正な判断をすることができ、広い経験と高い専門性を有する数名で構成
- ② 事務局は、立法府・行政府からの業務遂行能力のある職員や外部の専門人材を登用して専門的かつ新しい知見を取り込み、委員会の活動を支える
- ③ 任期は、中立性確保の観点から5年程度恒久的委員会と位置づけ、国会職員の定員に上乗せして確保し、相応の財政措置を講ずる

世界各国における独立財政機関の設置に向けた動き

欧米を中心として「独立財政機関」の設置が相次ぎ、**現在OECD加盟38カ国のうち31カ国で設置**

- ✓ 世界各国では、財政問題への対応として、当初財政ルールの導入で対応を図ろうとする国が多かったが、その後、**政府が財政ルールを遵守するためには、一定の独立性を持つ専門機関が必要**との認識が拡大
- ✓ **2008年の世界金融危機後に各国で導入**が相次ぎ、**EUは2013年からIFIの設置を加盟国に義務付け**
- ✓ アジア太平洋地域では、豪州、韓国、ベトナムの3カ国が導入済

国	機関名	IFI設置の背景
米国	Congressional Budget Office (CBO)	1974年に 政策・予算配賦を巡る大統領府と立法府が対立 したことを契機に、CBOの設立が規定され、立法府の下に無党派の機関として設立。
カナダ	Parliamentary Budget Officer (PBO)	政府による経済・財政の予測の信頼性が問題 になっていたことや、 政府の政策運営費用の多くが過少見積 だったことを背景に設置が規定化。2008年より業務開始。
英国	Office for Budget Responsibility (OBR)	金融危機により労働党政権の財政の枠組みが機能しなくなった ことを背景に、2008年に野党・保守党が設置を主張。2010年に暫定機関として設置された後に、2011年に正式な根拠法に基づく組織に。

(出所) 会計検査院「財政健全化に向けての独立財政機関の役割」(2017)

設置時期	国名
1969年以前	ベルギー、デンマーク、オランダ
1970～1989年	オーストリア、米国
1990～2009年	カナダ、韓国、メキシコ、スウェーデン
	イラン、ジョージア、ケニア、ウガンダ、ベトナム
2010年以降	豪州、チリ、コスタリカ、コロンビア、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、ルクセンブルク、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、英国
	ブラジル、ブルガリア、クロアチア、キプロス、グレナダ、マルタ、パナマ、ペルー、ルーマニア、セルビア、南アフリカ、ウルグアイ
国以外	EU、カナダ・オンタリオ州、英国・スコットランド等

(出所) 国際通貨研究所「独立財政機関について～OECD諸国と英国の事例～」

各国制度の概要

(出典)OECD Independent Fiscal Institutions Database (2021) をもとに、国際通貨研究所「独立財政機関について～OECD諸国と英国の事例～」を一部改変

(注) 1.公式予測とはIFIの予測が政府の公式予測になっている国、代替予測とは政府の予測のほかに予測を策定している国。

2.複数の組織がある国はいずれかの組織で機能が果たされていれば●と表記。

国名 (IFI略称)	業務開始年	組織形態			スタッフ人数 (分析担当)	経済予測 の策定	財政予測 の策定	財政ルール遵守 状況の監視	政府施策の コスト試算	政府への 助言・提言
		議会予算局	財政委員会	監査機関等						
ベルギー (HCF/FPB)	1936/1959		●	●	3/28	●	●	●	●	●
オランダ (CPB)	1945		● (経済・気候政策省)		122	●	●		●	
デンマーク	1962		●		25	○	●	●		●
オーストリア (FISK/PBO)	1970/2012	●	●		5/5	○	●	●	●	●
米国	1975	●			197	○	●		●	
メキシコ	1998	●			45				●	
韓国	2003	●			113	○	●		●	
ポルトガル (PBO/CFP)	2006/2012	●	●		5/10	○	●	●	●	●
スウェーデン	2007		●		4		●	●		●
カナダ	2008	●			32	○	●		●	
英国	2010		●		31	●	●	●	●	
アイルランド (IFAC/PBO)	2011/2017	●	●		5/9	○	●	●	●	●
ギリシャ (PBO/HFC)	2011/2015	●	●		4/9	○	●	●		●
ハンガリー	2011		●		3			●		●
豪州	2012	●			33		●		●	
スロバキア	2012		●		12	○	●	●		●
フィンランド (NAOF/EPC)	2013/2014		●	●	4/2		●	●		●
フランス	2013			●	5			●		●
ドイツ	2013		●		1			●		●
エストニア	2014		●		3					
イタリア	2014	●			20	○	●	●		
ラトビア	2014		●		3		●	●		●
ルクセンブルク	2014		●		2		●	●		●
スペイン	2014			●	43		●	●		●
リトアニア	2015			●	7	○	●	●		
アイスランド	2016		●		0			●		
スロベニア	2017		●		3		●	●		●
チェコ	2018		●		8		●	●		●
チリ	2019		●		2		●	●		●

● : 公式予測
○ : 代替予測

政府による既存の長期推計の現状と課題

既存の長期推計は単発かつ政府自身によるもの、経済成長の推計は楽観的な傾向、試算後の検証が不足

推計の概要	経済・財政・社会保障に関する長期推計	中長期の経済財政に関する試算
期間	35年間（2060年度まで）	10年間（2034年度まで）
最新推計	2024年4月（単発、次回予定無し）	2025年1月（半年ごと）
発表機関	内閣府	
人口	社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（令和5年推計）」	
労働参加	厚生労働省・雇用政策研究会 「労働力需給推計（2019年度版）」	労働政策研究・研修機構 「労働力需給の推計（2023年度版）」
成長率	2033年度まで：内閣府「経済財政モデル（2018年度版）」 2034年度以降：TFP、人口、労働参加率等の想定をもとに、 潜在成長率等を計算	内閣府「経済財政モデル（2018年度版）」
CPI上昇率	2033年度まで：内閣府「経済財政モデル（2018年度版）」 2034年度以降：「過去投影」ケースは0.8%（2013～19年の 平均）、「成長移行」「高成長実現」は物価安定目標の2%	内閣府「経済財政モデル（2018年度版）」
賃金上昇率	2033年度まで：内閣府「経済財政モデル（2018年度版）」 2034年度以降：就業者1人当たり名目GDP成長率と同程度と して計算	内閣府「経済財政モデル（2018年度版）」
年金	財政検証の受給者数・被保険者数を活用して推計	
医療・介護	積上げ推計（給付総額＝年齢階層別1人当たり給付費×各年齢階層人口、制度別）	
その他	「過去投影」「成長移行」「高成長実現」の3ケースについて政府の財政収支を推計	

(参考) 政治資金監視委員会の概要

政治資金監視委員会法

- ✓ 趣旨：政治資金の透明性を確保するために国会に設置。
- ✓ 組織等：委員長及び委員は、広い経験と知識を持ち公正な判断ができる人を、衆参両院の議院運営協議会の合同協議会（「両院合同協議会」）の推薦に基づき衆参両院議長が任命。委員会には事務局を置く。
- ✓ 機能：政治資金収支報告書に虚偽記入や不記載があれば訂正させるために必要な措置を講じる、必要に応じて国会が持つ国政調査権の発動を両院合同協議会に対して要請する、政治資金制度に関する提言を行う等。

